

親権は子どもの意思が尊重される場合も

離婚のときに問題となるのが、離婚の条件と方法です。離婚の条件は、親権及び面会の問題と、お金の問題に大きく分かれます。親権とは、未成年の子をどちらが引き取るかということです。基本的には女性が有利ですが、子どもが大きい場合は本人の意思も関係してきます。収入はあまり関係ないとお考え下さい。また、面会交流(面接交渉)とは、子どもと同居していない相手方が子どもと面会することです。両親と会うことは、子どもの権利でもありますので、双方の話し合いで面会の回数等を決めることとなります。

お金の問題は大きく3つに分けられる

次にお金の問題として、①婚姻費用、②養育費、③慰謝料、④財産分与、⑤年金分割の問題があります。①婚姻費用は、離婚までの生活費です。離婚を前提として別居中であっても、夫に生活費を請求できるということです。安心して離婚協議を進めるためには重要になってきます。②養育費は、離婚後、子どもを養育するために相手から支払いを受けるお金です。婚姻費用と養育費は、双方の収入や子どもの人数をもとに金額の目安が算定できるようになっています。③慰謝料は、離婚の場合必ずもらえるものではなく、相手に有責な行為(離婚につながるような行為)があった場合に請求

求できるものです。例えば、不備(不品行)や、DVなどが典型です。④財産分与とは、夫婦どちらかの名義になっているものを含め、結婚中に築いた財産を公平に分配することです。⑤年金分割とは、厚生年金や共済年金について、二階建て部分の婚姻中の掛金を分割する手続きです。

当人同士の話し合いがまとまらなければ離婚調停・裁判へ

さて、以上のような離婚条件をどうやって決めていくかという離婚の方法ですが、最初に当事者で話し合いを行うのが普通です。しかし本人同士の話し合いだと感情的にぶつかったりして話が進まないことも多く、弁護士を通じて協議を行う方がスムーズに進

むと思います。離婚協議がまとまれば、必要に応じ、合意した離婚条件を書面にします。金銭の支払い(特に、養育費など長期にわたる支払い)がある場合は、公正証書という強制執行が可能になる公的な書類を作っておくことをお勧めします。当事者の話し合いがまとまらないときは、家庭裁判所で離婚調停を起します。調停とは、家庭裁判所での話し合いの手続きのことですが、調停委員が中立の立場で間に入つて下さいますので、直接の話し合いに比べれば前向きに進んでいくことが多いと言えます。調停がまとまったら合意した内容は、調停調書という公的な書類になり、そこに記載された内容は強制執行ができることとなります。

精神的な安心のためにも 弁護士に相談を

離婚調停は弁護士を付けなくてもできますが、やはり弁護士同席の上で臨まれることをお勧めします。というのは、離婚には争点が多くそれぞれに法律知識が必要であり、きちんと理屈を立てて臨む方が有利だからです。また、裁判所というところで決められしがるので、**弁護士がいる方が心理的に安心です**。調停委員も中立とはいえ、話をまとめるために片方を説得することが無い訳ではなく、合意を押しつけられたという不満が残ることもあるからです。調停でも話がまとまらない場合には、離婚訴訟を起すこととなります。離婚には問題点が多いだけに、簡単にはいきません。後悔しないためにもまずは早めめに弁護士に相談されることをお勧めします。

今月のお悩み

現在離婚を考えています。子どもの親権や慰謝料などはどうやって決めればよいのでしょうか。

回答

まずは話し合い(離婚協議)ですが、うまくまとまらない場合、調停や訴訟になります。



- ここがポイント!**
- 親権は収入に関係なく女性(母親)が有利なことが多い
 - 協議がまとまらなると調停になる
 - 離婚問題は争点が多いので弁護士に相談する方が賢明

◆メールでのお問い合わせはお気軽にこちらまで info@ginga-law.jp(銀河法律事務所 河川)

◆このコーナーへのご希望やご意見はこちらまで matsuoka@ultrahouse.co.jp(ウルトラハウス 松岡)

今回の回答者

弁護士 河川大輔さん
 熊本大学卒業、38歳。熊本県弁護士会消費者問題対策委員会、高齢者・障害者委員会に所属。九州山口医療問題研究会、日本経営実務法学会会員



業務内容
 民事・商事・家事・刑事・企業法務・債権整理等広範囲分野の法律事業を取り扱い。

※借金問題(債権整理)の法律相談は無料です。
 ※法テラスの法律扶助(弁護士費用援助)を取り扱っています。



銀河法律事務所

☎096-342-1030
 所 熊本市子飼本町1-5
 リバーサイドビル1F
 受付 9:00~17:30
 ※業務時間外の法律相談についてはお問い合わせ下さい
 (休)土・日曜、祝日
 URL <http://www.ginga-law.jp/>
 銀河法律事務所

どんな小さなことでもご相談ください



銀河法律事務所OPEN

銀河系は2000億の星々の集まりだと言われています。それらの一つひとつが、太陽と同じく自分で光り輝く恒星です。それは、私たちの社会も同じ。皆様が光輝くためのお手伝いをしたいとの思いから、「銀河法律事務所」と名付けました。一日でも早く笑顔になっていただきたため、親切丁寧に対応します。お気軽にお越し下さい。



よくあるご質問

Q 弁護士費用って高そうだけど、実際にいくらかかるの?

A 弁護士費用の内訳は大きく分けて二つです。
 ①初回の相談料
 ②事件のご依頼を頂く場合の費用
 相談料とは、初回のご相談に限り頂く費用です。当事務所では2500円(税込)とさせて頂いております。相談時間はおおよそ1時間ですが、超えても延長料金はいただきません。また、同じ案件については、2回目以降の打ち合わせでは相談料はいただきません。
 ②は、さらに「着手金」「報酬」「成功報酬」に分けられます。それぞれの費用の算定はホームページをご覧ください。

Q 私の問題って弁護士に相談するレベル?

A 法律で解決できる問題は多岐に渡ります。「小さい問題」と決め付けず、まずはご相談下さい。
 例えは...
 ●交通事故を巡るトラブル(保険会社との代理交渉など)
 ●近所トラブル(土地、騒音など)
 ●離婚を巡るトラブル(慰謝料、親権など)
 ●職場でのトラブル(パワハラ、給料、労働時間など)
 ●借金トラブル(自己破産、過払い請求など)
 ●消費者トラブル(悪質商法、クーリングオフなど)
 ●学校でのトラブル(いじめ、事故など)

Q プライバシーは守られるの?

A 当事務所では特にプライバシーは厳守しています。ご相談いただいた内容は、例えご家族であろうと漏れることはありません。安心してお話し下さい。なお、お客様からは見えない作りになっておりますのでご安心下さい。

理念
 ・お悩みを抱えた方のために、懇切丁寧に接します。ゆっくりと時間をかけてお話を伺い、方針をご説明し、納得の上で業務を進めます。
 ・プライバシーを厳守します。迅速丁寧な業務処理を心がけます。
 ・ふるさと熊本のために力を尽くします。
 〒860-0851 熊本市子飼本町1-5 リバーサイドビル1F
 【電話受付】9:00~17:30 ※業務時間外の法律相談についてはお問い合わせ下さい
 (休)土・日曜、祝日 【P】2台
 【メールアドレス】info@ginga-law.jp

銀河法律事務所
 ☎096-342-1030
<http://www.ginga-law.jp/>
 銀河法律事務所 熊本 検索